新十津川町学校給食センター
調理等業務委託募集要項

令和８年９月

新十津川町教育委員会

新十津川町学校給食センター調理等業務委託募集要項

第１　募集要項等の定義

新十津川町学校給食センターに勤務する調理員を安定的に確保し、より安心、安全、美味しい学校給食の提供を目的に、調理等を民間に業務委託するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用し受託希望者を公募する。

この募集要項は、調理等業務委託に係る募集に関して必要な事項を定めたものである。

なお、募集要項、仕様書、様式集、平面図等を「募集要項等」と定義する。

第２　事業の概要

１　事業の名称

新十津川町学校給食センター調理等業務委託事業

２　対象施設の概要

所　在　地　樺戸郡新十津川町字中央28番地１
名　　称　新十津川町学校給食センター
延べ床面積　1,144.30平方メートル
構　　造　鉄骨造地下１階、地上一部２階建て
調 理 方 法　ドライシステム

３　業務委託内容

別添「新十津川町学校給食センター調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

４　業務委託期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

５　委託料の上限（消費税及び地方消費税額は含まない。）

令和９年度　36,000千円
令和10年度　36,000千円
令和11年度　36,000千円　　合計108,000千円

なお、この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

６　受託事業者の選考

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により提出された提案書類を、新十津川町学校給食センター調理等業務委託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）で審査し、選考する。

７　調理食数

別紙仕様書（Ｐ２）のとおり

第３　応募事業者の条件等

１　募集資格

次の要件をすべて満たしていること。

（１）本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき公正手続き開始の申立てがされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがされていない者であること。
（４）租税の未納がない者であること。
（５）過去２年以内に、学校給食業務又は大量調理施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていない者であること。
（６）北海道内において、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食に必要な施設等での調理業務等において、１回300食以上又は１日700食以上の調理を行うドライシステム方式に基づく業務履行実績があり、現在も継続して履行していること。
（７）第５に定める施設見学に参加していること。
（８）災害等の非常時において、人的配備も含め、調理等の業務対応が可能であること。
（９）反社会勢力との関係を有していないこと。
（10）製造物責任法（平成６年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
（11）優先交渉権者に選定された者は、物品購入等の競争入札参加資格の申請を速やかに行うこと。

２　応募資格の基準日

応募資格の基準日は、新十津川町学校給食センター調理等業務委託プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）の提出日とする。ただし、募集資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

３　応募に関する留意事項

（１）応募事業者は、参加意向申出書の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
（２）応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
（３）応募事業者からの募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、新十津川町に属するものとする。
（４）提出された書類は、変更できないものとし返却しない。
ただし､本町が必要とする場合は､追加書類の提出､聞き取りを行うことがある。
（５）応募に当たって必要な事項が生じた場合は、応募事業者に改めて通知する。

第４　募集等のスケジュール

１	参加者募集告示	令和８年９月18日（金）
２	施設見学申込期限	令和８年９月30日（水）
３	施設見学会	令和８年10月５日（月）
４	募集要項等に関する質問の受付期間	令和８年10月５日（月）から 令和８年10月７日（水）まで
５	募集要項等に関する質問に対する回答	令和８年10月15日（木）
６	参加意向申出書及び必要書類の提出期限	令和８年10月22日（木）
７	提案資格確認結果通知	令和８年10月29日（木）
８	提案書類提出期限	令和８年11月６日（金）
９	第一次審査結果通知	令和８年11月20日（金）
10	第二次審査（プレゼンテーション）	令和８年12月３日（木）
11	第二次審査結果通知	令和８年12月15日（火）

※受付は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には、行わない。

第５　施設見学会

１　開 催 日　令和８年10月５日（月）

２　開催時間

（１）午前９時30分から午前10時30分まで　（２）午前11時から正午まで

（３）午後１時30分から午後２時30分まで　（４）午後３時から午後４時まで

（５）午後４時30分から午後５時30分まで

※施設見学を行いたい時間帯を第１希望から第５希望まで選択すること。

※令和８年10月５日（月）は閉校日のため、調理洗浄等業務は行っていない。

３　場　　所　新十津川町学校給食センター

４　申　　込　令和８年９月30日（水）までに、施設見学申込書（様式第１号）により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

５　決定通知　施設見学申込書を確認した翌日に施設見学会の決定日をメールで通知する。

※原則、施設見学申込書受付順の第１希望から決定する。

６　参加要件

（１）施設見学日は、原則、施設見学申込書受付順の第１から第４の希望日時順で決定する。

（２）１事業者２名以内とする。

（３）参加者は１か月以内の検便（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌）の検査結果を見学会当日に提出すること。

　また、清潔な衣類（白衣、マスク、帽子)、調理用靴２足（汚染区用、非汚染区用）を用意すること。

（４）当日質問は受け付けないので、質問があるときは、質問書により行うこと。

（５）開催日時以外の施設見学は行わない。
（６）施設見学会の参加は、応募にあたっての必須条件とする。

第６　質問の受付及び回答

本募集要項及び仕様書の内容に関する質問は、次のとおり受け付ける。

１　提出期限　令和８年10月７日（水）　午後５時必着
２　提出方法　持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出とし、電話及び口頭での質問には、応じない。
３　回　　答　質問に対する回答は、郵送または電子メールにより行う。

第７　参加意向申出書の提出

参加希望者は、提出期限までに参加意向申出書及び関係書類を提出すること。

１　提出期限　令和８年10月22日（木）　午後５時必着
２　必要書類
（１）参加意向申出書
（２）会社概要（経歴書含む）
（３）財務諸表の写し（直近の過去３年間分）
（４）納税証明書（その３の３）　本申出書提出直前1か月以内に発行されたもの。
３　提出方法　持参又は郵送
４　提出部数　１部

第８　提案書等の提出

提案資格確認結果通知で参加資格を認められたものは、提出期限内に次に掲げる提案書及び見積書を提出すること。

１　提案書
（１）学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書
（２）危機管理に関する提案書
（３）安全衛生管理に関する提案書
（４）業務従事者の教育に関する提案書
（５）業務実施体制に関する提案書
（６）食育の推進に関する提案書
２　見積書
（１）見積書
（２）業務委託費内訳書
（３）人件費内訳書（令和９年度）
３　提出期限　令和８年11月６日（金）　午後５時必着
４　提出方法　持参又は郵送
５　提出部数　７部（正本１部、副本６部）

第９　審査方法

１　選考委員会の設置

選考委員会が選考審査を実施する。

２　審査方法

（１）公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選考する。

（２）提出された提案書等をもとに第一次審査（書類審査）を実施し、その結果を参加者すべてに通知する。第一次審査で選考された者には、第二次審査（プレゼンテーション）実施日時等詳細を改めて通知する。

（３）第一次審査で選考された提案書に基づく第二次審査（プレゼンテーション）の時間は、20分以内とする。

なお、プレゼンテーション終了後、質疑応答の時間（20分以内）を設ける。

※プレゼンテーションで、プロジェクター、パソコンを使用する場合は、各自で準備すること。（プロジェクターを投影するためのスクリーンが必要な場合は各自で準備すること。パソコン画面を投影するためのモニターは事務局で準備する。）

（４）審査の結果、評価点数が最も高い者を契約予定者として選定する。

（５）第二次審査結果は、プレゼンテーション参加者すべてに通知する。

（６）審査に関する異議等は、受け付けない。

第10　留意事項

１　企画提案書の作成・提出・審査の参加等の一切の経費は、すべて提案者の負担とする。

２　町は、審査の結果、契約予定者として選定した者と令和９年度予算が新十津川町議会で可決した後、随意契約により見積合わせを実施し、契約を締結する。

３　提案書については、本要項に基づく受託者の選定以外の目的に使用することはないが、審査の公平性を期するため等、新十津川町が必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

４　参加に関して使用する言語は日本語、他には計量法（平成４年法律第51号）に定めるもの、通貨については円、時刻は日本標準時とする。

５　実施要項等において示した条件等に関する条件に違反した場合は、参加を無効とする。

第11　提出・連絡先

１　提出先　〒073-1103

樺戸郡新十津川町字中央307番地１

新十津川町教育委員会事務局

２　電話番号　　0125-76-4233

３　ファクシミリ　0125-76-3223

４　電子メールアドレス　kyoikuiinkai@town.shintotsukawa.lg.jp